

大口町告示第35号

大口町在宅生活支援助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町在宅生活支援助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町在宅生活支援助成事業実施要綱（平成24年大口町告示第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「軽微な改修」の次に「(総工事費が20万円以下のものとする。)」を加える。

第5条中「第9号及び第10号」を「第6号から第12号まで」に、「第11号」を「第13号から第15号まで」に改める。

様式第1中「㊟」を削り、「現況・計画平面図等」を「現況・計画写真及び平面図等」に改める。

様式第3中「㊟」を削り、「変更後計画平面図等」を「変更後計画写真及び平面図等」に改める。

様式第5、様式第6及び様式第7中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大口町在宅生活支援助成事業実施要綱の第5条の規定は、令和3年7月1日以後に申請書の提出のあったものから適用する。